茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原 1–93
TEL 029-305-3075　FAX 029-305-3317
www.ihsfu.net

年度末の臨時教職員の厚生年金・健康保険継続問題で前進

茨高教組臨時教職員部の長年の改善要求により一部改善

作為的な任用中断による不利益

教職員定数内の「欠員補充」等の臨時教職員は、（9月末の更新をはさんで）任用期間が4月1日から3月27日までとなっており、年度末に4日間「任用」が切れる。これにより、その期間の給与減額のほかさまざまの不利益を被っている。たとえば、「空白」の4日間は、厚生年金保険及び健康保険（社保）の加入資格が喪失する。臨時教職員は4日間の無保険状態を解消するため、別途国民健康保険に加入しなければならない。

国会議員要請と厚労省通達

茨高教組臨時教職員部は任用期間の延長とあわせて、厚生年金・健康保険の継続についても長年にわたって改善を要求してきた。茨高教組が加盟する教職員の全国組織である全日本教職員組合（「全教」）の臨時教職員対策部は、2013年8月、臨時教職員の勤務条件改善を内容とする国会議員要請をおこなった。田村智子参議院議員（日本共産党）が参院文教科学委員会でこの問題を取り上げた。厚労省は「次の任用の予定が明らかであるといったようなケースで事実上使用が継続していると認められる場合には被保険者資格は継続する。……厚生省として改めて解釈を示し必要な周知を図る」と回答した。さらに総務省は「厚労省の見解を踏まえて、総務省としても必要な周知を図る」と回答した。

厚労省は、2014年1月17日、日本年金機構にたいして通知「厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格に係る雇用契約又は任用が数日あけて再度行われる場合の取扱いについて」（保保発0117第2号・年管管発0117第1号、平成26年1月17日）を発し、厚生年金・健康保険の継続について、明白に「任用が1日ないし数日の間を空けて再度行われる場合において……次の雇用契約又は任用の予定が明らかであるような事実が認められるなど〔の〕場合には、被保険者資格を喪失させることなく取り扱う必要があります」とした。

この厚労省通知をうけ、総務省は各都道府県あてに通知（「厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格の取扱いについて（事務連絡）」、平成26年1月29日）を発し、さらに文部科学省も各都道府県人事担当課あてに、同様の趣旨の通知を発した（2月10日）。

臨時教職員部が県教委交渉

これらの動きをふまえ、茨高教組臨時教職員部は、2月28日県教委交渉を行い、厚労省・文科省通知にそった改善を求めた。

これを受け、茨城県教育委員会は「臨時的任用職員のうち、平成25年度に任用されていて、任用の終期の日が平成26年3月27日から30日までのいずれかの日で、再度平成26年4月1日に同一の適用事業所に任用される者」については年金・保険を継続するよう、全学校に通知した（「臨時的任用職員に係る厚生年金及び健康保険の被保険者資格について」（福厚第254号、平成26年3月26日）。

これにより、引き続き4月から同じ学校（事業所）で任用される臨時的任用職員については、2013年度末の厚生年金・健康保険の「空白の4日」が解消した。

しかし、4月から学校（事業所）がかわる教職員は、従来どおりである。茨高教組臨時教職員部は、すべての臨時教職員に適用するよう制度改善を求めて、引き続き取り組みを進める。⌘

県立学校の教職員の皆様に新年度にあたってのご挨拶

茨城県高等学校教職員組合執行委員長　塚田良夫

茨高教組のとりくみに引きつづきご支援とご協力をお願いし、新年度にあたってひとことご挨拶申し上げます。

4月から新しく学校に入学する子どもも青年も、2年生、3学年に進学する子ども・青年たちも期待と不安で胸をわくわくさせているものと思います。同じように私たち教職員も新たな子ども・青年との出会いに大きな喜びと少しの心配を抱いていることと思います。

4月は学校にとってもスタートのとき、しかし、いま、学校は毎朝子ども・青年たちが胸躍らせかよえる場所になっているでしょうか。また、学校は教職員にとって、安心して働ける場になっているでしょうか。楽しく教育実践をすすめられる場所になっているでしょうか。

安倍首相は、日本国憲法改悪を目的に、秘密保護法を強行成立させ、さらに集団的自衛権の行使容認、武器輸出三原則の「見直し」をすすめようとするなど、日本を「戦争のできる国」へとかえようとしています。また、「戦争のできる国」づくりのため、「教育再生」と称して教育への国家統制を強めようとしています。教育委員会制度の改悪、道徳の教科化、教科書の統制などもすすめようとしています。教育を子ども・青年の人格の完成をめざすものから、国や企業が求める「人材」育成のためのものにつくりかえようとするものです。

教育は、「真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成」（1947年教育基本法第1条）をめざしていとなまれるべきものです。私たち教職員組合は、戦前に教師がはたした役割への猛省のうえに、一貫して「教え子を再び戦場に送らない」という旗を掲げてきました。学校を競争の場とし、「人材」づくりの場としようとする「教育再生」と、憲法改悪には断固として反対していかなければなりません。

──教えるとは希望を語ること　学ぶとは誠実を胸にきざむこと　（ルイ・アラゴン）

“希望”は仲間の中で語らなければ単なる夢想に終わってしまいます。働き方やくらしをよくしていきたいという願いや要求を実現するために、一緒に声をあげましょう。私たち教職員一人ひとりは何の権限も持たない弱い存在です。だからこそ、手をたずさえて子ども・青年の学びの意欲を保障し、私たち教職員が安心して働くことのできる学校を一緒につくっていきましょう。

組合員でない皆様には心から茨高教組への加入をよびかけます。⌘

今年度の茨高教組執行委員会と監査委員

□執行委員会

役職	氏名	所属
委員長	塚田　良夫	土浦特別支援学校
副委員長	石塚　健一	土浦工業高校
	菅井　洋実	太田第一高校
	吉井　一人	書記局
書記長	岡野　一男	専従
執行委員	久保田　章	協和特別支援学校
	栗又　　衛	石岡第一高校
	佐々木正久	石岡第二高校
	斉藤　一利	水戸第三高校
	富田　秀子	友部東特別支援学校
	蓮田　　斉	下館第二高校
	比嘉　大樹	下妻第二高校
	村田　　有	牛久高校

□監査委員

氏名	所属
海野　輝雄	水戸飯富特別支援学校
奥倉聖智子	佐竹高校
柏　　秀子	水戸桜ノ牧高校
柴　　裕市	水戸商業高校

立憲主義とは何か ── 自民改憲草案が国民に課す“憲法尊重義務”

憲法公布直後からの憲法遵守・尊重・擁護義務についての誤解

国家機関の憲法尊重擁護義務

日本国憲法は、天皇・摂政、国務大臣・国会議員・裁判官その他の公務員に、「憲法を尊重し擁護する義務 **obligation to respect and uphold this Constitution**」を課している（第99条）。憲法制定者である国民が、天皇や公務員に憲法尊重擁護義務を課しているのである。憲法制定者である国民は、憲法遵守義務を課せられる対象ではない。

これは、立憲主義のひとつの構成要素である。ただし立憲主義は、憲法第99条の憲法尊重擁護義務に尽きるのではない。第99条にいう「この憲法」とは、日本国憲法の全体をさすのであり、自然権思想や社会契約論という日本国憲法の基幹をなす論理、ならびにそれを前提する具体的条文を度外視して、ただたんに憲法をほかのあらゆる法律のうえにたつ「最高法規」ととらえたうえで、「最高法規」であるから「尊重擁護」義務があるのだ、と解釈してはならない。

この誤った解釈だと、「立憲主義的」憲法でない、たとえば大日本帝国憲法のように自然権や社会契約論を前提としない「憲法」に対する絶対的服従義務としての「尊重擁護義務」との区別がつかなくなる。

自民改憲草案における逆転

自民党による憲法改正草案は、天皇・摂政の「尊重擁護」義務を解除するいっぽう、あらたに国民に憲法尊重義務を課している（第102条）。（なお、国会議員等の公務員については、「尊重擁護」義務でなく、「擁護」義務を課すと表記している。）

自民党ウェブサイトの『日本国憲法改正草案Q&A』はつぎのとおり説明する（増補版、2013年10月。https://www.jimin.jp/policy/pamphlet/pdf/kenpou_qa.pdf）。

> 憲法も法であり、遵守するのは余りに当然のことであって、憲法に規定を置く以上、一歩進めて憲法尊重義務を規定したものです。なお、その内容は、「憲法の規定に敬意を払い、その実現に努力する。」といったことです。〔……〕公務員の場合は、国民としての憲法尊重義務に加えて、「憲法擁護義務」、すなわち、「憲法の規定が守られない事態に対して、積極的に対抗する義務」も求めています。

自民党は、遵守＜尊重＜擁護という順番で、より強い義務だとするようである。第1段階の「遵守」から見ていく。

冒頭でみたとおり、「憲法も法であり、遵守するのは余りに当然」という前提自体が誤っている。ここで自民党は、「憲法」は「最高法規」だから遵守するのは当たり前なのだ、と言っているにすぎない。「憲法も法であり」という場合の「憲法」は「近代立憲主義的憲法」のことではない。立憲的意味の憲法にあっては、下位法である国会制定法とは異なり、国民に「遵守」義務を課すことはありえない。

起草委員会事務局長礒崎陽輔などの草案作成者は「立憲主義」を知りつつそれを否認する“確信犯”なのではなく、「昔からある学説なのでしょうか」と無邪気にさえずり（ツイッター）ながら、無知にもとづいてそれを無視しているにすぎない（本紙第1080号）。

草案は、国民に第2段階の「尊重」義務を課そうとする。しかし、前提となる「遵守」義務すら成立しないのであるから、第2段階の「尊重」義務は成立不可能である。

おそるべき憲法“擁護”義務

最後に第3段階の国家機関の「擁護」義務である。『Q&A』のいう「憲法の規定が守られない事態に対して、積極的に対抗する義務」としての「憲法擁護義務」は、日本国憲法に対する憲法擁護義務とは内容的に正反対のものになりかねない。

かりに草案のとおりの憲法が成立した場合、自然権としての基本的人権や社会契約論的な国家権力のありかたは全部否定され、かわって夥（おびただ）しい数の「国民の義務」が新設される。国家機関の「憲法擁護義務」は、国家機関が国民にこれらの義務を強制する根拠となりかねない。

たとえば、政府の指定する「公益」「公の秩序」への服従、「緊急事態」宣言下での国防に対する協力義務などである（本紙第1076号参照）。これらは基本法による全体主義国家体制の根拠づけというほかない。

「憲法を守る」という常識

2007年5月3日の「憲法フェスティバル茨城」で講演した、おなじみの伊藤真（まこと）弁護士は言う（『憲法問題』2013年、PHP新書、30頁）。

> 「……憲法は国を縛るためのものなので、私たちが憲法を守る必要なんてないんですよ」と説明すると、多くの方はポカンとした表情でこちらを見ています。立憲主義は、世間でもまだ理解されていません。

現代日本社会においては、自民改憲草案が国民に説諭するまでもなく、すでに、国民は「憲法を守る」べきであるという常識が支配的なのである。国民が憲法遵守義務を負っているという認識（誤解）は、いかにして形成されてきたのか？

『あたらしい憲法のはなし』

日本国憲法施行（1947〔昭和22〕年5月3日）から間もない同年8月2日、文部省は中学1年生用の教材として『あたらしい憲法の話』を発行した。

> (A) 昭和二十二年五月三日から、私たち日本国民は、この憲法を守ってゆくことになりました。（一）（文末の数字は節番号。文頭のアルファベットは引用者が付した。）

『あたらしい憲法のはなし』は冒頭から、国民は憲法を「守る」ものだとする。その理由はつぎのとおりである。

> (B) もし憲法がなければ、国の中におおぜいの人がいても、どうして国を治めてゆくかということがわかりません。それでどこの国でも、憲法をいちばん大事な規則として、これをたいせつに守ってゆくのです。（一）

> (C) みなさんは、憲法で基本的人権というりっぱな強い権利を与えられました。〔……〕こんなりっぱな権利を与えられましたからには、みなさんは、じぶんでしっかりとこれを守って、失わないようにしてゆかなければなりません。しかしまた、むやみにこれをふりまわして、ほかの人に迷惑をかけてはいけません。ほかの人も、みなさんと同じ権利をもっていることを、わすれてはなりません。国ぜんたいの幸福になるよう、この大事な基本的人権を守ってゆく責任があると、憲法に書いてあります。（七）

国民が憲法を「守ってゆかなければならない」理由の第一は、国の基本法だからである (B)。第二の理由は、憲法が基本的人権を与えてくれたからというものである (C)。この (C) の後半部は、日本国憲法第12条の趣旨を述べたものだが、前半部で基本的人権は憲法によって、保障された **guaranteed** のではなく、「与えられた」**conferred** ものであるという誤った説明がなされている（本紙第1075号参照）。

> (D) こんどの憲法は、みなさんをふくめた国民ぜんたいのつくったものであり、国でいちばん大事な規則であるとするならば、みなさんは、国民のひとりとして、しっかりとこの憲法を守ってゆかなければなりません。（一）

ここでは、国民が憲法制定権者であることを述べておきながら、最高法規なのだから「守ってゆかなければなりません」という方向に話がずれてしまう。

『あたらしい憲法のはなし』において「憲法を守る」というのは、日本国憲法の「改正」（ないし廃棄）を主張するうごきに対して、憲法を「守る」こと、いわゆる「護憲」を意味するものではない。施行直後のこの時点では、まだ、公然と「押しつけ」憲法を非難し、その「改正」・廃棄を呼号する動きはおきていない。

『あたらしい憲法のはなし』発行の3か月前、憲法普及会編『新しい憲法　明るい生活』という小冊子が2000万部発行され（！）、全国の家庭に配付された。そこでも同様の説明が展開されていた（**次号**）。⌘

日本国憲法　第99条　天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

自民党改憲草案　第102条　全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。

2　国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。